



熱中症から生命と健康を守るため

クーリングシェルターとして 開放できる施設を募集します！

玉野市では、熱中症による健康被害を防止するため、「熱中症特別警戒アラート」発表時に誰でも気軽に暑さをしのぎ、休憩できる場所（クーリングシェルター）を公共施設と民間施設にて設置を進めています。

熱中症対策にご協力いただける市内施設がありましたら、下記連絡先へ申込みをよろしくお願いいたします。

○クーリングシェルター施設に必要な要件

- ①適温を維持するための冷房設備があること
- ②受入可能人数が休憩するために、滞在に適切な場所があること
- ③熱中症発生の恐れがある時期（概ね5～10月）において、対応可能な日時に施設開放ができること



手続き詳細については HP を御参照ください。

URL: <https://www.city.tamano.lg.jp/soshiki/12/40802.html>



問い合わせ先

玉野市環境保全課 脱炭素推進係 〒706-8510 玉野市宇野1丁目27番1号

TEL : 32-5520 mail : kankyou@city.tamano.lg.jp



〇クーリングシェルターQ&A

Q1. クーリングシェルターとは？

クーリングシェルターとは適当な冷房設備及び一定数の者が滞在するに適当な空間を有しており、熱中症特別警戒アラート発令時に市民等に開放可能な避難施設を指します。

設備、施設の規模要件は、以下の(1)～(3)となります。開放日については、通常の開館日・開館時間のうち、スタッフの方の通常業務範囲内の対応で差し支えありません。

- (1) 適当な冷房設備を有すること
- (2) 玉野市に熱中症特別警戒アラートが発表されたときに、当該施設を開放することができること
- (3) 市民の方の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保すること

申請された受け入れ可能人数に応じ、滞在することが可能な空間が確保されていれば、人数の基準などはありません。(受け入れ可能人数が10人の場合、10人が同時に滞在できるスペースを有していればよく、必ずしも専用の居室を設ける必要はありませんが、休憩のために利用可能な椅子やソファ等が備えてあることが望ましいです。)

Q2. 熱中症特別警戒アラートとは？

令和6年4月より施行された警戒情報であり、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合(暑さ指数35以上)に発表されます。

発令時は不要不急の外出や運動を控え、冷房が効いた室内で水分をこまめに取るなど、熱中症予防行動を実践する必要があります。やむをえず外出する際は、クーリングシェルターを活用するなど、定期的に暑さを避ける行動が求められます。

熱中症警戒アラートの発表は、気象庁より**危険が想定される日の前日14時**に行われます。

「環境省熱中症予防情報サイト」(URL:<https://www.wbgt.env.go.jp/>)にて、熱中症特別警戒アラートや暑さ指数(WBGT)予想値の情報を掲示しております。また同サイトでは、メール配信サービスなど、熱中症予防情報の提供を行っておりますので、熱中症予防対策等にご活用ください。

Q3. 施設管理者の役割とは？

①開放期間中(概ね5月から10月の間で施設管理者より申し込みいただく期間)

「熱中症特別警戒アラート」の発表期間かつ、施設の開放可能日時にクーリングシェルター開設をお願いいたします。

②クーリングシェルターとして施設開放時

施設開放時においては、届出のありました場所を、クーリングシェルターとして開放ください。なお、開放場所におけるスタッフの常駐及び飲料設備設置は必須ではありません。ただし、緊急事態時(利用者の容体悪化等)に、対応(救急搬送連絡等)をいただく場合があります。

冷房の温度設定については、各施設の状況や気象に応じて適当な温度に設定してください。過度に、空調温度を下げる必要はありません。

クーリングシェルター受入人数を把握するため、玉野市より利用者が記載する「クーリングシェルター受付表」を配布いたします。利用者が視認、記載しやすい場所に設置をお願いします。

③クーリングシェルター受付表について

クーリングシェルター受付表を配布いたします。クーリングシェルター開設時には休憩場所に設置いただき、利用者が記載できるように準備をお願いいたします。

受付表は毎年度、クーリングシェルター開放期間終了後、玉野市が回収させていただきますので、提出をお願いいたします。

Q4. クーリングシェルター指定申し込み方法は？

クーリングシェルター施設指定までの施設管理者の手続きは以下の手順となります。

手順①：申込書の提出

- ・必要事項をご記入の上、開放場所が分かる図面等を添えて、環境保全課に提出ください(申込書はHP、環境保全課にて入手できます。)

手順②：協定書の締結

- ・玉野市と施設管理者間で協定内容の協議を行い、その後、協定書を締結します。

手順③：運用開始

- ・協定書締結後、申し込みのありました施設をクーリングシェルターとして運用開始いたします。合わせて市HPにて指定について広報します。